

第4期大阪府地域福祉支援計画

【資料編】

2019年3月
大阪府

目 次

◇ 国における新たな動向に係る関係資料

- 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】…………… 1
- 地域力強化検討会中間とりまとめ（平成28年12月26日）【概要】…………… 2
- 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ …… 3
- 地域力強化検討会最終とりまとめ（平成29年9月12日）【概要】…………… 4
- 改正社会福祉法【概要】…………… 5
- 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律【概要】… 6
- 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①…………… 7
- 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②…………… 8
- 生活困窮者自立支援制度【概要】…………… 9

◇ 大阪府の関係資料

- 「大阪まち・ひと・しごと創生総合戦略」【概要】…………… 10
- 「いのち輝く未来社会」をめざすビジョン【概要】…………… 11
- 『社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援の
あり方検討部会』報告書（H26.9）（抜粋）…………… 13

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【**29年制度改正**】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【**29年制度改正**】
- 地域福祉計画の充実【**29年制度改正**】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【**29年制度改正・30年報酬改定**】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設等

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)【概要】

～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等

まちおこし

ボランティア
NPO

企業・商店

産業

農林水産

土木

住民が主体的に地域課題を把握して
解決を試みる体制づくり

消費生活協同組合

社会福祉法人

防犯・防災

子ども会

学校

社会教育

環境

交通

様々な課題を
抱える住民

受け手 ← → 支え手

ご近所
民生委員・
児童委員
自治会



老人クラブ

PTA

課題把握
受け止め
解決

地域の基盤づくり

【2】

住民が主体的に地域課題を把握して解決
を試みる体制づくりを支援する



「丸ごと」受け止める場
(地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、
地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、
利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等)

都市計画

自治体によっては
一體的

明らかになったニーズに、
寄り添いつつ、つなげ

バックアップ

他人事を「我が事」に変えて
いくような働きかけをする機能

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民
に身近な圏域で、住民
が主体的に地域課題を
把握して解決を試みる
体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・
複雑化した課題を受け
止める、市町村における
総合的な相談支援体
制作りの推進。

医療的ケアを要する
子どもやDV、刑務
所出所者、犯罪被害
者など、身近な圏域
で対応しがたい、も
しくは本人が望まない
課題にも留意。

自立相談
支援機関

協働の中核を担う機能

【3】

高齢関係

住まい関係

発達障害関係

障害関係

教育関係

保健関係

がん・難病関係

雇用・就労関係

多文化共生関係

司法関係

権利擁護関係

児童関係

児相

家計支援関係

医療関係

自殺対策関係

病院

市町村における
総合的な
相談支援体制作り

市町村

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)【概要】

～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号



○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第1項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。



例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのプランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第1項第3号



○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圈域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

等

○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狹義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

改正社会福祉法【概要】

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、N P O 法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。
(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律【概要】

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引き上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

→ 生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

→ 関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をすることとする。
(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

→ 会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

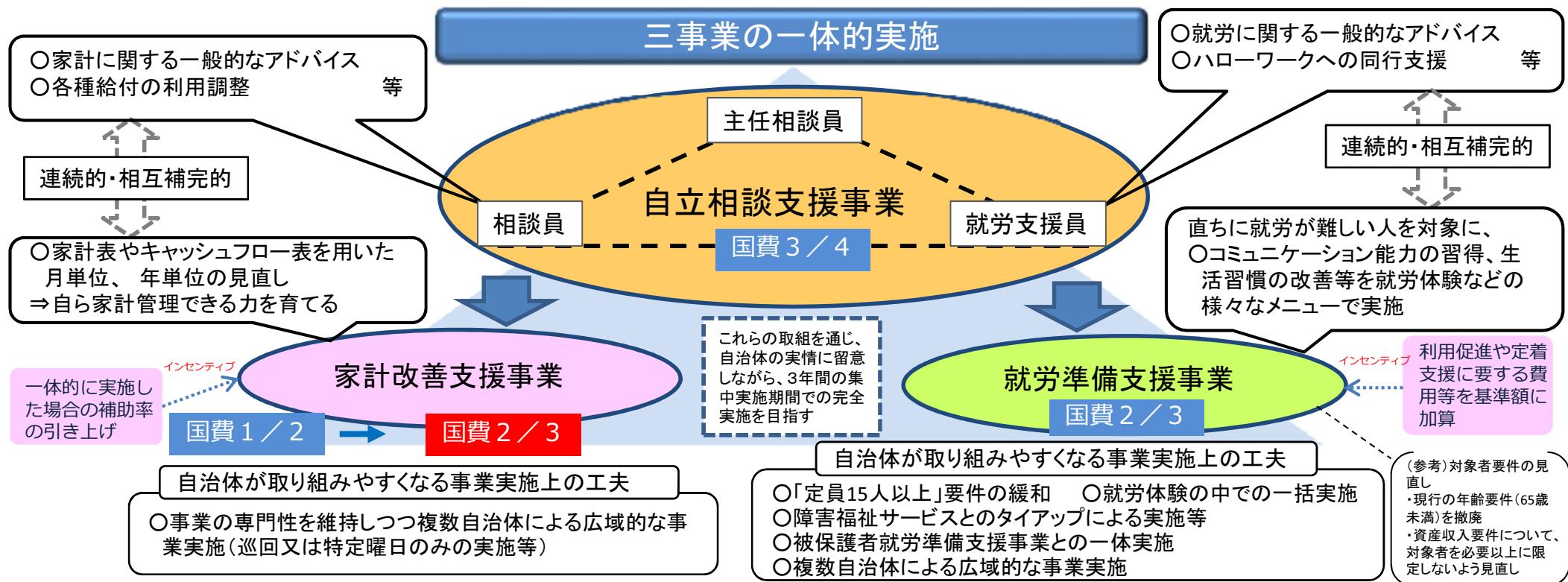
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率: 1/2)
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率: 3/4)。

生活困窮者自立支援制度【概要】

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国902福祉事務所設置自治体で
1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

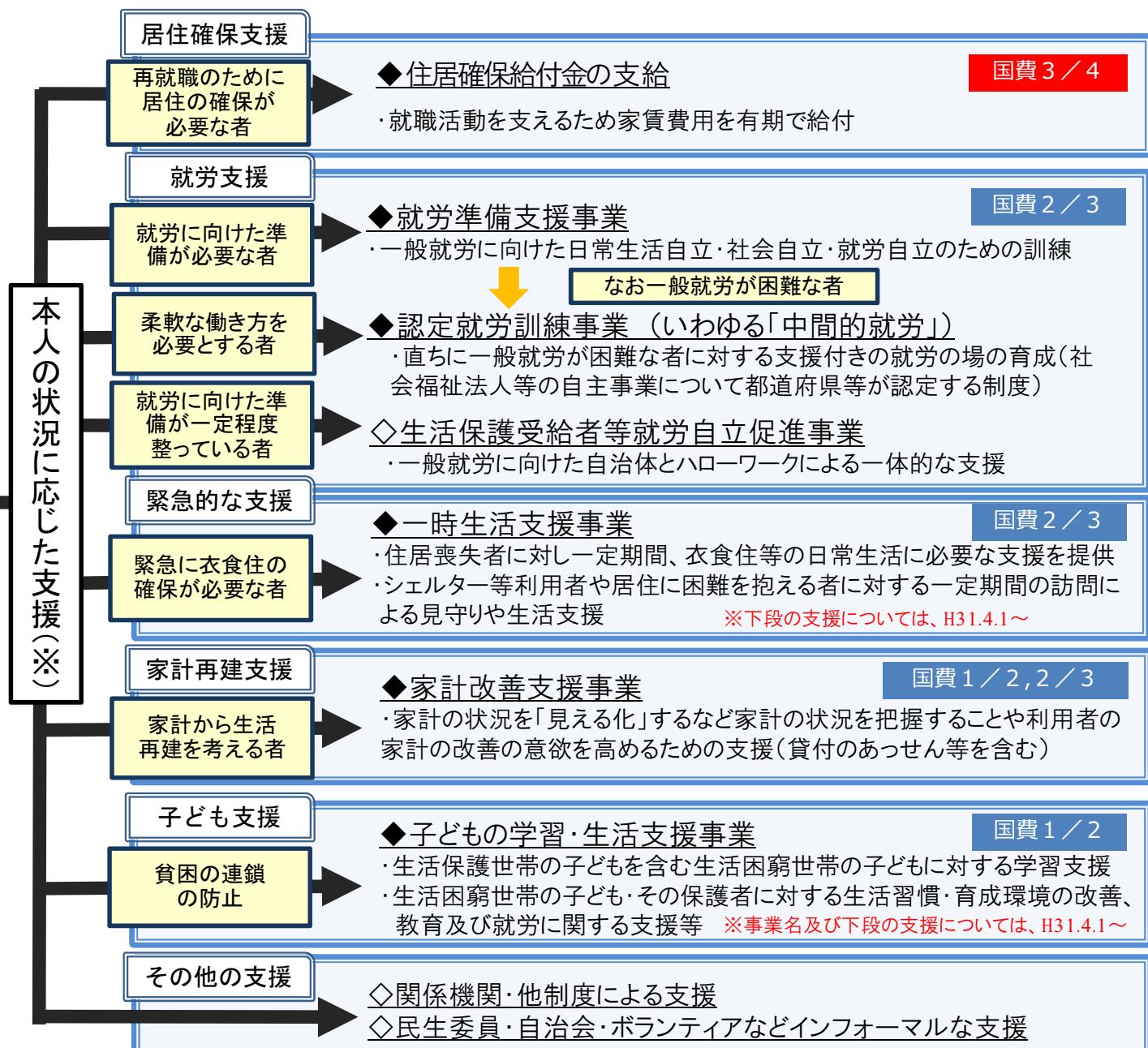
国費 3／4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3／4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1／2

「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」【概要】

■ 基本方針

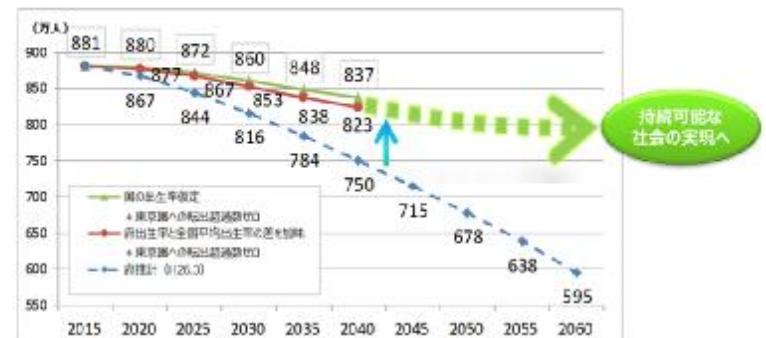
人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い戦略を策定

■ 基本姿勢

- 变革のチャンスと捉えて改革に取り組み、持続的な発展を実現（積極戦略）
- 人口減少・超高齢社会がもたらす将来の備えを着実に推進（調整戦略）
 - ⇒ 積極戦略と調整戦略にバランスよく取り組むことで「持続的な発展」を実現
 - ⇒ 目標（KPI）の達成状況を確認・検証し、真に効果の高い政策にブラッシュアップ

■ 計画期間 2015（H27）年度から2019（H31）年度までの5年間

● 総人口の推移（推計）



戦略の方向性と基本目標・基本的方向

I) 若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現

- | 具体的目標 | |
|---|--------------------------------------|
| ①若い世代の就職・結婚・出産・子育ての希望を実現する
→ 若年者雇用・子育て支援など | 若年層就業率、女性の就業率
合計特殊出生率 |
| ②次代の「大阪」を担う人をつくる
→ 教育、少年犯罪・虐待対策など | 全国学力・学習状況調査平均正答率
非行防止ネットワーク構築市町村数 |

II) 人口減少・超高齢社会でも持続可能な地域づくり

- | ③誰もが健康でいきいきと活躍できる「まち」をつくる
→ 健康寿命の延伸、障がい者対策など | 健康寿命
障がい者実雇用率（民間）
地震による被害予測
密集市街地の面積・地区数 |
|---|---|
| ④安全・安心な地域をつくる
→ 防犯、防災（災害対策）など | |

III) 東西二極の一極としての社会経済構造の構築

- | ⑤都市としての経済機能を強化する
→ 産業創出、企業立地など | 実質経済成長率
開業事業所数 |
|---|-----------------------|
| ⑥定住魅力・都市魅力を強化する
→ 移住・定住の促進、交流人口の拡大など | 来阪外国人数
転出超過率（対東京圏） |

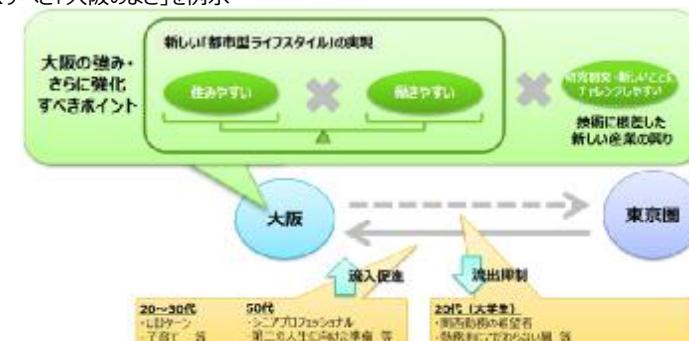
■ 国への働きかけ

- ✓ 国機関等の移転・設置
⇒ 国立健康・栄養研究所、工業所有権情報・研修館 等
- ✓ 地方拠点強化税制
⇒ 支援対象外地域（大阪市全域、守口市・東大阪市・堺市の一部）の見直し
- ✓ 税財源自主権の確立
- ✓ 民間が自由に活動できる環境整備（規制改革）

活力ある地域創出 ~新しい「都市型ライフスタイル」の提唱~

■ 大阪の魅力を活かした「人口対流」の実現

東京圏と大阪の比較や東京圏移住者を対象としたアンケート調査等（※）に基づき、大阪の「強み」やさらに強化すべきポイントをとりまとめ、東京圏から大阪への「人口対流」の実現にむけ、PRすべき「大阪のよさ」を例示



【大阪の強みや特徴を踏まえ、PRすべき大阪のよさ】

- 生活………自分らしく暮らす
- 仕事………「ナレッジノベーション」を実現、「ものづくり」で起業
- 地域………地域に根差した活躍、アクティブなシニアライフ
- 研究・開発……企業の研究開発、基礎研究・実用化に向けた先端領域の研究
- 観光魅力……エンターテイメント、歴史・文化を体感、インバウンド、留学

※ 東京圏への流出超過の原因等を調査するため、アンケート調査等を実施

- ・ WEBアンケート……大阪出身の東京圏在住者、関西在住の大学生を対象
- ・ グループインタビュー……大阪へのUIJターン経験者を対象

■ 地域類型別課題への対応

「都心部」「周辺部」等の4つのエリアごとにどのような強みがあり、それをいかに伸ばしていくべきか整理 ➡ 地域の特色を高める府内の先進事例を例示

- 都心部……都市の中心部、オフィス・商業地
- 郊外部……ニュータウン、ベッドタウン
- 周辺部……古くから発展した地域、密集市街地
- 山間部……農地・緑地が中心の地域

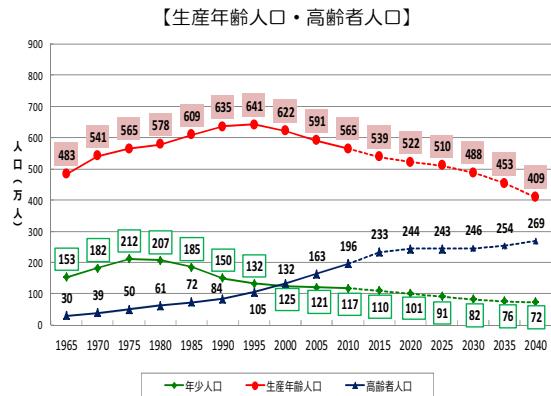
「いのち輝く未来社会」をめざすビジョン【概要】

2018年3月
大阪府

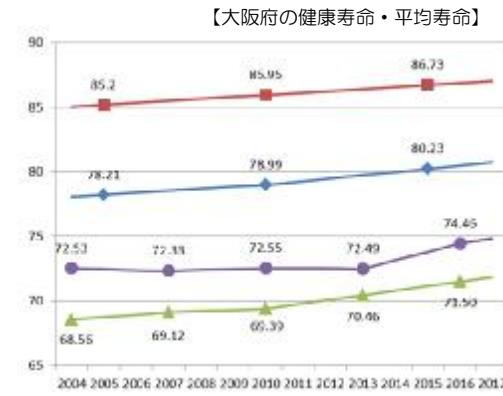
背景

◆ 人口減少・少子高齢化などの社会の急激な変化 (世界でも類を見ない超高齢化、3大都市圏でもいち早く人口減少)

- こうした変化に対して、大阪ではこれまで様々な取組を積み重ねてきた。
⇒ 健康寿命は、依然として全国ワーストクラス、伸び悩みは大きな課題。
- 府、市町村だけでなく、民間企業・団体、大学・研究機関、住民など様々な主体の取組が必要。



出典：大阪府人口ビジョン



出典：健康寿命：厚生労働省「都道府県別健康寿命」
平均寿命：厚生労働省「都道府県別生命表の概況」

◆ 万博のインパクトを活かして、課題解決に向けた取組を加速化

- 万博誘致が閣議了解されたことを踏まえ、万博誘致の実現をめざして、大阪府万博誘致推進本部を設置し、機運醸成の取組を展開するとともに、万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした府施策の推進を図ることとした。

【万博メインテーマ】 いのち輝く未来社会のデザイン

多様で心身ともに健康な生き方

持続可能な社会・経済システム



生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は、全ての人々に共通の願い。

◆ 考慮すべき世界の流れ

- 超スマート社会の到来
(新たな技術が、人々の生活、社会・経済システムに多くの革新をもたらす視点)
- SDGs
(貧困や環境、産業に関する取組を一步一步進め、世界をより良い方向に変えていく視点)

ビジョン策定の趣旨

◆ ビジョンの策定（いのち輝く未来社会をオール大阪で実現）

【目的】

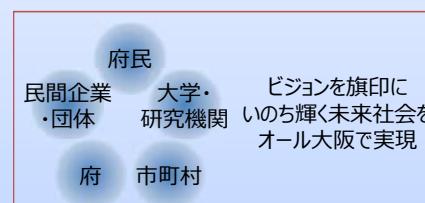
- 生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現に向け、万博のインパクトを活かしてオール大阪で目標を定め、さらに強力に取組を進めるため、ビジョンを策定。

＜ビジョンの位置付け＞

- 府、住民に身近なサービスを担う市町村、産業振興等を担う民間企業・団体、高い専門性と知見を有する大学・研究機関、府民一人ひとりが共通の目標に向かって、取組の強化を進めて行く指針（アクションプラン）となるもの。

【目標】

- 「健康」を重点ターゲットに健康寿命の延伸。
- 地域の健康づくり活動に加え、革新技術を最大限活用し、さらに2025年万博のインパクトを活かして、いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標に掲げる。



2025年万博の
インパクトを最大限
活かして、オール
大阪で取組を進めて
いきいきと長く
活躍できる
「10歳若返り」
を実現

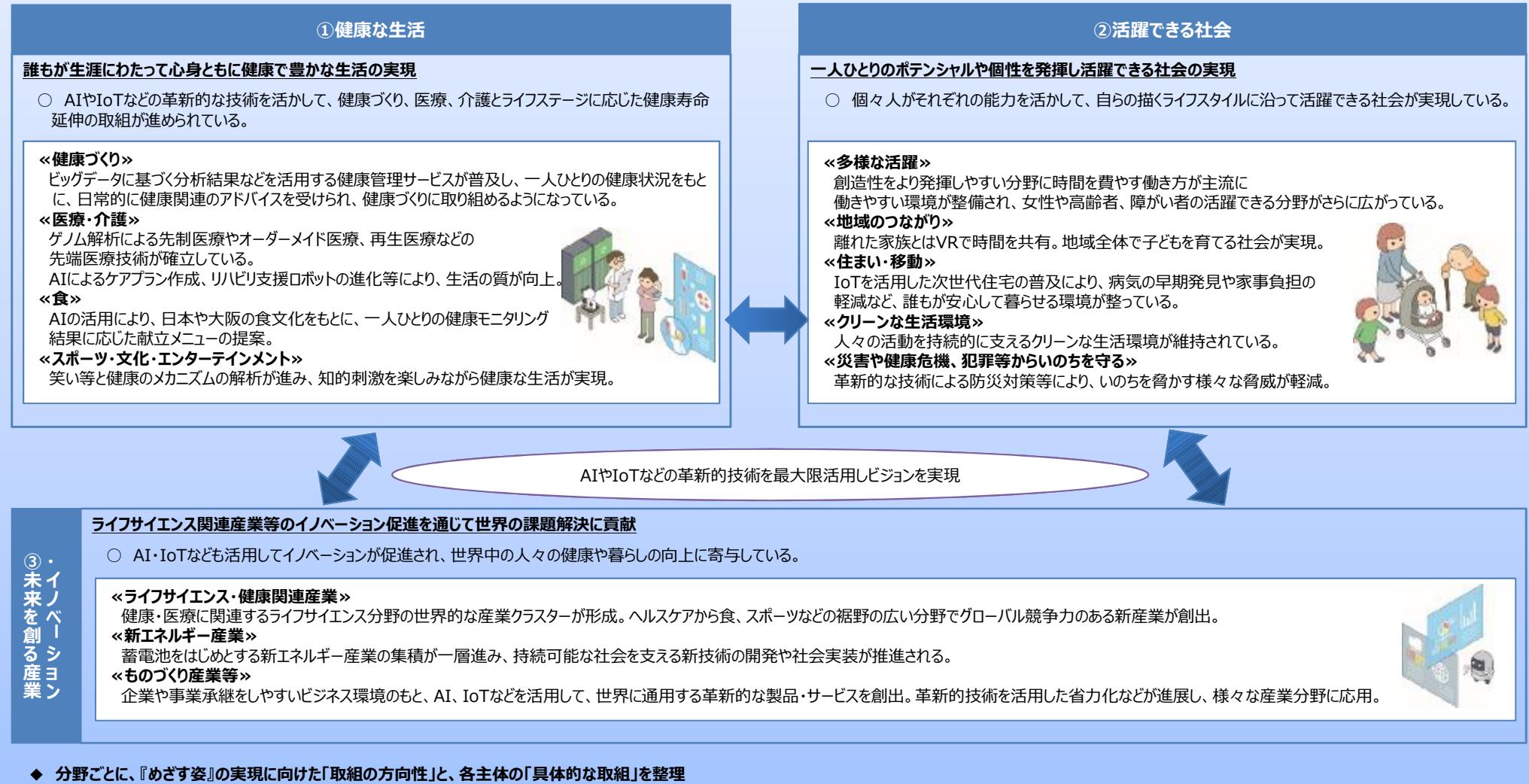
大阪の現状・課題

◆ 万博のテーマを踏まえ、SDGsや超スマート社会などの世界的な潮流を考慮して、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」を切り口に、「大阪の現状・課題」を整理

	①健康な生活 (心身ともに健康)	②活躍できる社会 (多様な生き方、持続可能な社会)	③産業・イノベーション (健康を支える経済システム)
現状	<ul style="list-style-type: none">男女とも全国平均を下回る健康寿命全国平均を上回る要介護(要支援)認定者数食・文化・スポーツ等の多彩なラインナップ 等	<ul style="list-style-type: none">中堅世代の人口流出、女性の就業率の低さ高齢者の社会的孤立児童虐待などの深刻な状況生活環境（ヒートアイランド現象、増加傾向の温室効果ガス） 等	<ul style="list-style-type: none">ライフサイエンス関連の企業、大学等の集積幅広い健康関連産業の集積環境関連産業の集積ものづくり企業の集積 等
課題	<ul style="list-style-type: none">幅広い年代の健康意識向上地域での健康づくり活動ビッグデータ活用による新たな健康関連サービスの展開革新的な先端医療の普及健康への効果の分析、普及（食、スポーツ、笑い等） 等	<ul style="list-style-type: none">働きやすく魅力的な職場整備女性等の活躍の場の拡大高齢者・子どもの見守り等、地域で支える仕組みづくり快適な住・生活環境の実現まちの安全・安心の確保 等	<ul style="list-style-type: none">医療、健康関連の世界的な産業クラスターの形成健康、エネルギー関連の技術革新・産業化AIやIoTと、ものづくりの融合によるイノベーション 等

3つのめざす姿

- ◆ 大阪の現状・課題を踏まえ、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」それぞれについて、オール大阪で『めざす姿』を掲げる



- ◆ 分野ごとに、『めざす姿』の実現に向けた「取組の方向性」と、各主体の「具体的な取組」を整理

ビジョンに基づく取組の推進

- ◆ オール大阪で総合力を発揮するため、関係者が『目標』『めざす姿』を共有し、取組を推進する体制を整備
- ◆ ビジョンの共有・浸透と、施策推進⇒施策充実の検討⇒ビジョンの充実（バージョンアップ）と施策の深化のサイクルをたゆみなく進める
 - ・ 有識者、研究機関などの協力を得て、取組の効果測定（データ分析等）を実施し、各主体の施策充実につなげる。
⇒ オール大阪の産学官で構成する会議体を設置。

目標・めざす姿の達成へ

- 目標 健康寿命の延伸
いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」
- めざす姿 健康な生活
活躍できる社会
未来を創る産業・イノベーション

『社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会』報告書（H26.9）（抜粋）

【生活困窮者自立支援の取組内容】

		自立相談支援	就労準備支援	一時生活支援	家計改善支援	学習支援	就労訓練	職業的自立
	法定事業	社会福祉法人は単独又はJV方式において法定事業を受託し、生活困窮者の自立支援に参画し、職業的自立へつなぐ						
点を 「つよくする」	社会福祉法人 独自の取組	総合相談 窓口	就職活動 支援	経済的 援助	家計相談 支援	就学・学習 支援	就労訓練（中間 的就労）の受入	直接雇用の受入
		○生活困窮者レスキュー事業の拡大（施設数、資金拠出額 等） ○スマイルセンター事業の拡大（施設数 等）						
点から線へ 「つなぐ」	多様な主体と の連携	CSW等 との連携	居場所づくり の設置			大学（学生ボランテ ィア）との連携	▶ 中間的就労当事業者への発注 (共同含む)	
							▶ 地域就労支援センターとの連携	
							▶ 若者サポートステーションとの連携	
							▶ 民間企業等との連携	
							▶ 総合評価入札制度の導入	
線を面へ 「ひろげる」	トータルパッケージ機能	社会福祉法人をはじめ、多様な主体間の連携を「つなぎ」「ひろげる」ことで、オール大阪体制の生活困窮者自立支援の 「トータルパッケージ（一気通貫システム）」を構築する						

【府域における生活困窮者自立支援制度のイメージ】

[資料出所]第3回検討部会配布資料より引用（大阪府 H26.7.30）

